

# 那須塩原市まちなか交流センター「くるる」利用者会とは

那須塩原市まちなか交流センター「くるる」利用者会は、交流センターの健全な利用促進を図り、より良い施設運用実現に資することを目的とした組織です。

利用者会の実施する、様々な事業への御理解と御協力をお願いいたします（施設に関わるほど、施設に愛着が湧くような組織運営を目指します）。

## < 1 利用者会の主な活動内容 >

### (1) 広報事業

⇒ 交流センターで開催されるイベント等の情報拡散に御協力ください。

### (2) 自主事業

⇒ 利用者会として、交流センター活性化に繋がるような事業や、会員間の親睦を深めるような事業を開催します。開催の際は、積極的な参加・御協力をお願いします。

### (3) 会員及び市が実施する事業への協力

⇒ 交流センターで他の会員が実施する事業及び市が実施する事業について、ボランティアスタッフとしての協力を求める場合があります。助け合いの精神をもって、御協力ください。また、貴方が開催するイベントについても、他の会員の協力を求めることができます。

### (4) 市と連携した利用調整事業

⇒ 市が年に1回開催する「交流センター利用調整会議」に参加の上、翌年度分の年間予約ができます（年間予約対象事業に限られます）。利用調整会議に漏れてしまった案件については、年度の途中でも市と個別協議の上、利用予約ができます。

※年間予約及び先行予約には様々な条件がありますので、別紙資料「利用者会員の年間予約及び先行予約について」をご覧ください。

※調整後でも、市等が主催する事業が優先される場合がありますので、御了承ください。

## < 2 年会費 >

(1) 金額 1会員あたり 1,500円/年

(2) 納付方法 くるる窓口にて納付

### (3) 納付期限

① 令和5年3月末までの新規加入者は令和5年4月1日から4月30日まで

② ①のうち、先行予約で令和4年4月の利用がある場合は、

令和4年4月1日から利用日当日まで

③ 令和5年4月以降の新規加入者は加入申込時

※期限までに納付されない場合は、先行予約が取消しとなりますので御注意ください。

(4) 年会費の主な使途…事務用品代（コピー用紙、郵送用封筒）、自主事業費、  
郵送料（メール登録のない会員への通知等）、雑費

(5) 利用者会規約…別紙資料のとおり

### < 3 利用者の組織構成 >

幹事	15名程度	会員のうち希望者（任期2年、再任可）
役員	会長 1名	幹事の中から互選（任期2年、再任可）
	副会長 1名	
	会計 1名	
	監事 2名	
一般会員		交流センター利用者の中の希望者

- (1) 幹事は、必要に応じて幹事会を開催し、利用者の活動方針、事業計画、予算・決算、会員人事等について決定します。結果については、一般会員にその都度報告します。
- (2) 幹事を希望される場合は、交流センター窓口まで、お申し付けください。

### < 4 その他注意事項 >

- (1) 年会費とは別に、特定の事業に参加する会員に、その費用負担として会費を求める場合がありますので、その際は御協力をお願いいたします。
- (2) 利用者が実施する各種事業への協力状況により（協力が全く得られない場合等）、役員会の決定を経て、退会を求める場合がありますので、その際は御了承ください。
- (3) 年間（先行）予約のみを目的に入会することはお控えください。

#### <お問い合わせ>

那須塩原市まちなか交流センター  
利用者会事務局

TEL:0287-73-5597

FAX:0287-73-5598